平成２２年（フ）第７４３２号
大阪市浪速区日本橋東２丁目３番19号
破産者　ハトヤ商店有限会社
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０３号
大阪市福島区鷺洲１丁目８番34号
破産者　ファニーチェアーデザイン株式会社
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５３７号
大阪市東淀川区小松３丁目６番20―207号
破産者　有限会社和光工務店
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５号
広島市佐伯区五日市中央４丁目14番23号
破産者　株式会社ビガ
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９２７号
北九州市小倉北区西港町124―18
破産者　三和樹脂産業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４７号
宮崎市大塚町水流5162番地２
破産者　株式会社瀬戸口商事
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１６号
岩手県久慈市畑田第21地割６番地７
破産者　有限会社サンコーエンジニア
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６５号
栃木県小山市大字粟宮878番地１
破産者　株式会社わん
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４８６１号
東京都新宿区新宿６丁目７番１号
破産者　株式会社３ｄａｙｓ　ｃｏｌｌｅｇｅ
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６５５号
東京都渋谷区宇田川町12番７号
破産者　株式会社スリービー
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０６号
東京都町田市木曽西５丁目27番１号
破産者　有限会社ビーサンクフル
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８０７号
神奈川県川崎市高津区下作延３丁目５番７号第２森武荘３
破産者　木村　康彦
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３３０号
東京都日野市南平４丁目32番地の１ハイムＳ２Ｋ１―101
破産者　有限会社フクシマ
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３３１号
東京都日野市豊田４丁目42番地の47
破産者　福島　　篤
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３３２号
東京都日野市豊田４丁目42番地の47
破産者　福島さと子
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４２号
神奈川県海老名市杉久保北１丁目１番12号
破産者　有限会社トーエ推進工業
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６５８号
横浜市港北区仲手原２丁目３番22号、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区綱島東４丁目８番27―501号
破産者　不二プランニング株式会社
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８７号
神奈川県平塚市根坂間821番地11
破産者　株式会社クリエイトホームズ湘南
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２６号
東京都世田谷区船橋５丁目12番10号
破産者　有限会社大西トレーディング
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７３号
静岡市駿河区石田１丁目３番12号
破産者　株式会社Ｍ．Ｐ．Ｃ
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３号
愛知県蒲郡市栄町16番29号
破産者　株式会社関原組
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３９号
山口県宇部市新天町２丁目６番17号
破産者　有限会社翠月
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第５４５号
高知市大谷公園町17番28号
破産者　有限会社浜川医療器
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係